

【令和８年度 みそづくり申込要項】

1. 対象者

市内に住所を有する方で構成された３人以上（指導者含む）のグループ

2. 貸出施設

- ・ 和田ふるさと館内農産加工実習所（佐倉市八木８５０番地１）
- ・ 佐倉市農村婦人の家（弥富公民館内）（佐倉市岩富町１５１番地）

3. 貸出期間

令和８年１０月１９日（月）から令和９年３月２５日（木）までの期間のうち、指定の３日間又は１日

4. 貸出時間

午前９時から午後５時まで（片付け、清掃等の時間を含む）

5. 申込書配布期間

令和８年８月３日（月）から令和８年８月１７日（月）まで

6. 申込書配布場所

- ・ 佐倉市農村婦人の家（佐倉市岩富町１５１番地）
- ・ 和田ふるさと館（佐倉市八木８５０番地１）
- ・ 佐倉市農政課ホームページ

7. 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、利用を希望する施設へ持参により提出

8. 申込書提出期限

令和８年８月１７日（月）午後４時３０分まで【厳守】

9. 使用料金

- ・ ３日間コース ６，５００円
- ・ １日コース ２，６００円

※使用日初日に納入いただくこととなります。

（土・日・祝日が使用日初日の場合は、その直前の平日に、使用申請と使用料の納付をお願いします。）

10. 抽選について

利用日は、申込書提出期限の翌日以降に、農政課職員による抽選を行い、決定します。抽選の結果、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、申込者立ち合いによる抽選会は開催いたしません。

11. 抽選結果の通知

令和8年8月24日（月）以降に、代表者に対して郵送で通知します。

※電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

12. 注意事項等

- (1) みそづくりは1世帯1人1回限りの申込とし、同一人物が複数グループの構成員となることはできません。ただし、下記（2）の指導者の役割を担う方のみ、複数グループの構成員となることができます。申込書の備考欄に指導者である旨ご記載ください。
また、佐倉市農村婦人の家と和田ふるさと館の両方への申込みもできません。上記に反した場合、申込を無効とさせていただきます。
- (2) みそづくり初心者の方は、必ず各自で指導者（加工機械の操作を熟知している方）をグループに加えてください。
- (3) 施設を利用する際は、必ずグループの代表者又は副代表者が参加してください。代表者、副代表者のどちらも参加しない場合、施設の利用はできません。
ただし、やむを得ない場合は、グループ内の他の人を一時的に副代表者に変更することもできますので、事前に施設にお申し出ください。
- (4) 加工量は最大5斗（75 kg）まで可能です。材料などは各自で用意してください。
- (5) 利用決定グループ以外は、農産加工室の使用はできません。材料の浸水などの時間のかかる事前準備は、あらかじめご家庭でお願いします。
- (6) 本要項に記載の注意事項のほか、各施設の使用のルールにも従っていただくとともに、施設内では施設職員の指示に従ってください。
- (7) 貸出時間内（午前9時～午後5時）に、片付けや清掃まで全て終了させてください。
- (8) 発生したゴミ等は、各自で必ずお持ち帰りください。施設での回収、処分はしません。
- (9) 利用者の故意又は重大な過失により機械や備品の故障や破損が生じた場合、修理費等を負担していただく場合があります。
- (10) 作業中の怪我につきましては、市は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- (11) 施設の利用をキャンセルする場合は、必ず速やかに各施設にご連絡ください。
- (12) 有償・無償を問わず、利用の権利を譲り渡すことはできません。
- (13) 虚偽の申請や名義貸し等の不正が発覚した場合は、使用の承認を取り消します。
- (14) 災害の発生等、やむを得ない理由により、本事業を縮小又は中止とする可能性もありますので、ご了承ください。なお、この場合に生じた損害（購入した原料等）について、市では負担いたしかねます。

13. 問合せ先

- ・ 佐倉市役所農政課管理班 電話番号：4 8 4 － 6 1 4 1
- ・ 佐倉市農村婦人の家 電話番号：4 9 8 － 0 8 6 0
- ・ 和田ふるさと館 電話番号：4 9 8 － 4 0 0 0